	矢本滝前（次の図面に示す部分に限る。）、矢本立沼、矢本立沼浦、矢本沼前（次の図面に示す部分に限る。）、矢本寺前（次の図面に示す部分に限る。）、矢本道地浦、矢本鳥子（次の図面に示す部分に限る。）、矢本中田、矢本中谷地、矢本新沼、矢本西新町、矢本二反走（次の図面に示す部分に限る。）、矢本蜂谷浦、矢本蜂谷前、矢本不動前（次の図面に示す部分に限る。）、矢本野中、矢本町浦及び矢本南浦
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十八度二十四分十三秒、東経百四十一度十四分二十五秒の点 二　北緯三十八度二十三分五十秒、東経百四十一度十四分七秒の点 三　北緯三十八度二十三分十一秒、東経百四十一度十二分三十二秒の点 四　北緯三十八度二十二分四十九秒、東経百四十一度十二分七秒の点 五　北緯三十八度二十二分四十秒、東経百四十一度十一分三十一秒の点 六　北緯三十八度二十二分四十六秒、東経百四十一度十一分六秒の点 七　北緯三十八度二十二分五十秒、東経百四十一度十一分二秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百七十二　航空自衛隊百里基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
茨城県小美玉市	茨城県小美玉市	百里百七十番地
茨城県鉾田市	茨城県小美玉市	紅葉（次の図面に示す部分に限る。）
茨城県小美玉市	茨城県小美玉市	飯前（次の図面に示す部分に限る。）、上合（次の図面に示す部分に限る。）、倉数（次の図面に示す部分に限る。）、下吉影（次の図面に示す部分に限る。）、外之内（次の図面に示す部分に限る。）、百里、山野（次の図面に示す部分に限る。）及び与沢（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百七十三　航空自衛隊熊谷基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	拾六間及び三ヶ尻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	埼玉県深谷市	籠原南三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、拾六間（次の図面に示す部分に限る。）、新堀（次の図面に示す部分に限る。）、新堀新田（次の図面に示す部分に限る。）、御稜威ヶ原（次の図面に示す部分に限る。）、三ヶ尻（次の図面に示す部分に限る。）及び美土里町一丁目から三丁目まで
		上野台（次の図面に示す部分に限る。）、折之口（次の図面に示す部分に限る。）、上柴町東二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目並びに東方（次の図面に示す部分に限る。）

二百七十四　航空自衛隊市ヶ谷基地柏送信所

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
千葉県柏市	千葉県柏市	十余二百七十五番地四
千葉県柏市	千葉県柏市	十余二（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。